

有料老人ホームの運営について

川崎市役所健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

有料老人ホームの類型

介護

介護付き有料老人ホーム

介護保険法に基づく規制

【許認可等】都道府県又は市町村による指定（特定施設入居者生活介護※）※入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話

【指導監督】都道府県又は市町村による勧告、改善命令、指定取消し 等

介護サービスの利用・報酬体系

- ・ 介護保険サービスをホームが自ら提供
- ・ 介護報酬はホームに包括報酬で支払い

主な人員基準（基準省令）

- ・ 管理者 - 1人
- ・ 生活相談員 - 要介護者等：生活相談員 = 100 : 1
- ・ 看護・介護職員
要支援者：看護・介護職員 = 10:1
要介護者：看護・介護職員 = 3:1
※夜間帯の職員は1人以上
- ・ 機能訓練指導員 - 1人以上
- ・ 計画作成担当者 - 介護支援専門員 1人以上

主な設備基準（基準省令）

- ・ 介護居室：原則個室、プライバシーの保護に配慮、介護を行える適切な広さ、地階に設けない 等
- ・ 一時介護室：介護を行うために適切な広さ
- ・ 浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
- ・ 便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える
- ・ 食堂、機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適切な広さ
- ・ 施設全体：利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造

住宅型有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）

老人福祉法に基づく規制

【許認可等】都道府県等への事前届出義務（サ高住の登録を受けている有料老人ホームは届出不要）

【指導監督】都道府県等による改善命令、業務停止命令等

主な人員基準】標準指導指針（局長通知）

- ・ 入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、管理者、生活相談員、栄養士、調理員を配置すること。
- ・ 介護サービスを提供する場合は、提供するサービスの内容に応じ、要介護者等を直接処遇する職員については、**介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制**とすること 等

主な設備基準】標準指導指針（局長通知）

- ・ 一般居室、介護居室、一時介護室：個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上 等
- ・ 浴室、洗面設備、便所について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるように適切な規模及び数を設けること
- ・ 介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、幅は原則1.8メートル以上 等



サービス付き高齢者向け住宅の場合

登録時に以下の基準を満たした上で、老人福祉法の規制に服すこととなる

高齢者住まい法に基づく規制

【許認可等】都道府県等への登録

【指導監督】都道府県による是正指示、登録取消（是正指示に従わなかった場合）等

【主な人員基準】同右

【主な設備基準】同右

【参考】 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅

高齢者住まい法※に基づく規制

【許認可等】都道府県等への登録

【指導監督】都道府県等による是正指示、登録取消（是正指示に従わなかった場合）等

【主な人員基準】（国交省・厚労省施行規則第11条）

次のいずれかの者が原則、日中常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。

- ・ 社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員 等
 - ・ 医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ヘルパー2級以上の資格を有する者 等
- ※ 常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応。

【主な設備基準】（国交省・厚労省施行規則第8～10条）

- ・ 居室：25平方メートル
※ 居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18平方メートル以上。
- ・ 各居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること
※ 共同部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えている場合は、各戸に台所、収納設備、又は浴室を備えずとも可。
- ・ バリアフリー構造であること

※高齢者の居住の安定確保に関する法律

住まい



老人福祉法に基づく規制

【許認可等】都道府県等への事前届出義務

【指導監督】都道府県等による改善命令、業務停止命令等

【主な人員基準】同右

【主な設備基準】同右

有料老人ホームの制度の変遷

有料老人ホームの動向

個人立、社福立等により自然発生的に存在 (S38時点41箇所)

S56大型ホームの倒産を契機に、ホームの健全性・入居者保護の観点から全国有料老人ホーム協会を設立 (S57時点90箇所)

介護保険制度の創設による民間事業者の参入 (H12時点349箇所)

H17老福法改正で「有料老人ホーム」の要件に該当するホーム増加 (H18時点2104箇所)



高齢者住まいニーズの拡大による増加 (R5時点16543箇所)

1963(S38) 老人福祉法制定

- ・「有料老人ホーム」の創設
(定員: 常時10人以上。給食その他日常生活上必要な便宜)
- ・都道府県知事への届出義務 (事業開始から1か月以内)
- ・都道府県知事による調査権限、改善勧告権限

1991(H2) 老人福祉法改正

- ・厚生大臣又は都道府県知事への届出を事後から事前へ改正
- ・「給食」を「食事の提供」へ改正
- ・都道府県知事及び厚生大臣による改善命令 (※1999 (平成11)年 地方分権整備法により厚生大臣について削除)

2005(H17) 老人福祉法改正 介護保険法等一部改正法 H18.4施行

- ・定員要件の廃止、便宜内容の見直し (①介護、②食事の提供、③家事又は④健康管理)
- ・都道府県知事による、受託者を含めた立入検査権限
- ・都道府県知事が改善命令をしたときの公示
- ・ホームの帳簿の作成保存義務、情報開示義務
- ・ホームが前払金を受領する場合の倒産等に備えた一時金保全措置義務

2011(H23)老人福祉法改正 介護保険法等一部改正法 H24.4施行

- ・ホームによる権利金等金品の受領禁止
- ・ホームが前払金を受領する場合の返還契約の締結義務

2017(H29)老人福祉法改正 介護保険法等一部改正法 H30.4施行

- ・都道府県知事によるホーム情報の公表義務
- ・都道府県による事業制限・停止命令権限
- ・ホームの改善命令・事業停止命令等の違反時の罰則
- ・都道府県知事による事業停止命令・倒産時等の入居者への必要な援助義務

2019(R1) 老人福祉法改正 社会福祉法一部改正法 R3.4施行

- ・都道府県知事のホーム届出情報の市町村への通知義務
- ・市町村長が未届疑いホームを発見した場合の都道府県への通知の努力義務

1974(S49)～ 指導指針 (局長通知)

- ・指針は有料老人ホームとして最低限満たすべきが求められる要件を示すもの。社会福祉審議会「有料老人ホームのあり方に関する意見」に基づき策定(S49)

- ・経営状況に関する報告徴収 (H3)

- ・有料老人ホームの類型を現在の3類型に見直し(H14)

- ・一時金に関する規定 (算定方法等) の追加(H24)

- ・事故発生の防止・発生時の対応に係る規定の創設 (H24)

- ・指針不適合事項を重説に記載することを規定(H24)

- ・医療機関に入居者を紹介する対価として金品を受領し、当該医療機関で診療を受けるよう誘因することや特定の介護事業所を利用するとの限定・誘導の禁止規定を追加 (H27)

- ・集団指導等の実施に関する留意事項を追加(H30)

※赤字は指導権限の強化に関する事項

2000(H12) 介護保険法改正

- ・居宅介護サービスである「特定施設入居者生活介護」の規定創設
※「特定施設入居者生活介護」に指定された場合、有料老人ホームでの居宅サービスについては、要介護度別に定額の人頭払い給付

2004(H16)公正取引委員会 不当表示の運用基準の策定

2001(H13) 高齢者すまい法制定

- ・高齢者専用賃貸住宅等3住宅の創設
(※H23改正で廃止)

2006(H18) 基準省令改正

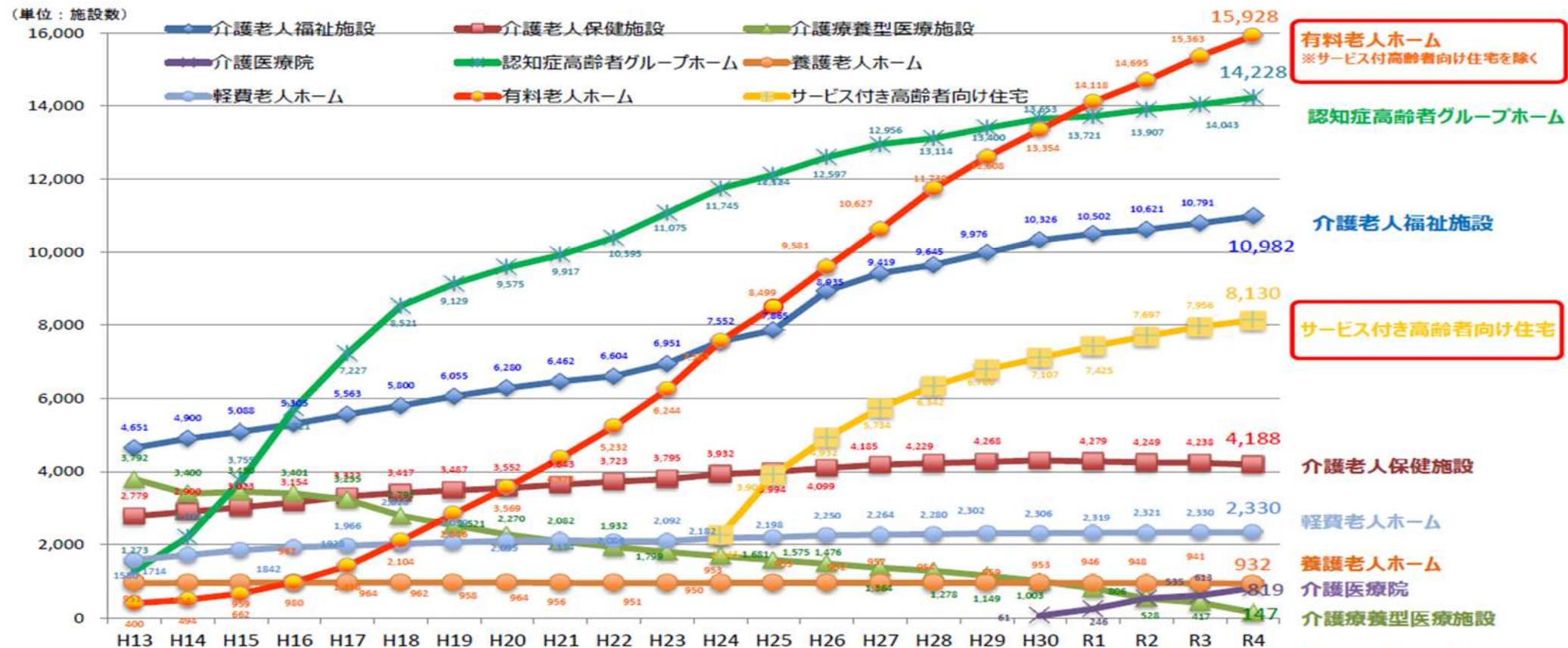
- ・「外部サービス利用型」特定施設入居者生活介護の創設

2010(H22)消費者委員会建議

2011(H23)高齢者住まい法改正

- ・「サービス付き高齢者向け住宅」の創設
- ・都道府県等への登録制
- ・都道府県等による是正指示、登録の取消等
- ・有料老人ホームに該当する場合、老福法の届出は不要 (サ高住の登録のみ)

有料老人ホームの施設数推移



※1：介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査（10/1時点）【H12・H13】」、「介護給付費等実態調査（10月審査分）【H14～H29】」及び「介護給付費等実態統計（10月審査分）【H30～】」による。

※2：介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。

※3：認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。（短期利用を除く）

※4：養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査（R2.10/1時点）」による。ただし、H21～H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24～は基本票の数値。（利用者数ではなく定員数）

※5：有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果（利用者数ではなく定員数）による。サービス付き高齢者向け住宅を除く。

※6：サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（R4.9/30時点）」による。（利用者数ではなく登録戸数）

有料老人ホームの指導監督の流れ

老人福祉法（昭和38年法律第133号）（抄）

第29条

- 1.3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与することを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 1.5 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が①第6項から第11項までの規定に違反したと認めるとき、②入居者の処遇に關し不当な行為をし、又はその運営に關し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他③入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。
- 1.6 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- 1.7 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。



サ高住：

有料老人ホーム：

【各種措置の対象・講じられるケース】

是正指示：契約締結前の書面交付・説明、入居契約に沿った生活支援サービスの提供に関する違反等

改善命令：入居者の処遇に關する不当な行為・運営に關し入居者の利益を害する行為、入居者の保護のため必要があると認めるとき等
事業制限・停止命令・罰則：上記のような場合であつて、入居者の保護のため特に必要がある場合等

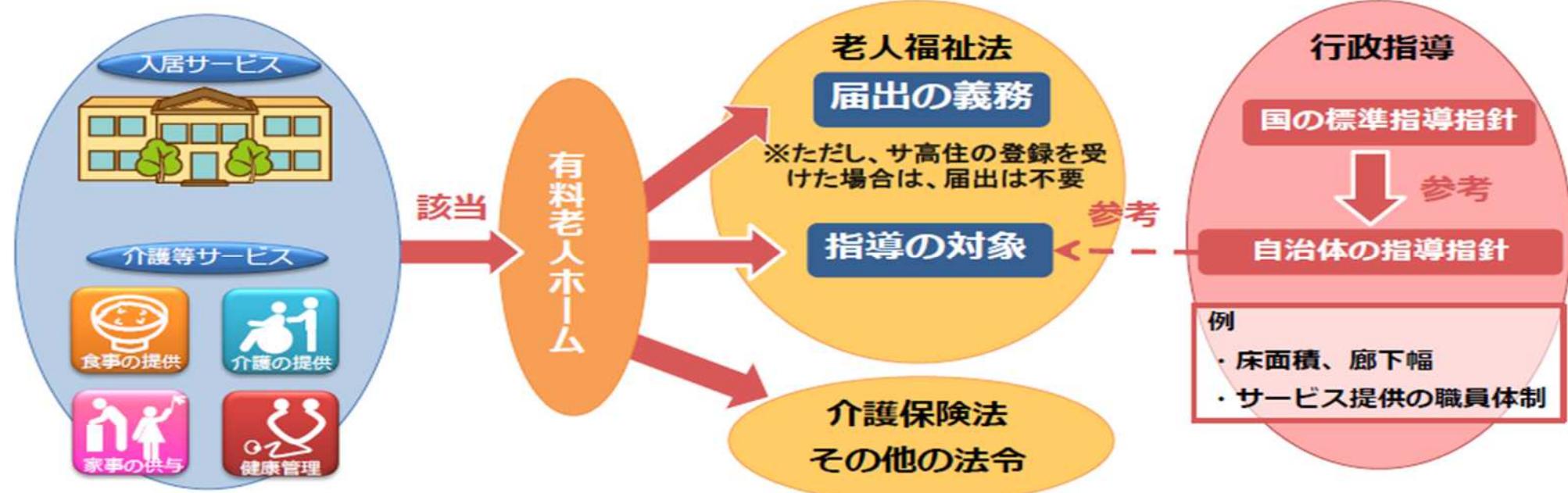
出典：「令和3年度高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究」（株）日本総合研究所）を一部改

有料老人ホームに対する指導監督等に関する法律の比較

種類	介護保険法（介護施設・事業所）	老人福祉法（有料老人ホーム）	高齢者の居住の安定確保に関する法律（サ高住）
許認可	都道府県又は市町村による <u>指定</u> （法第41条ほか）	・都道府県等への <u>事前届出義務</u> （法第29条第1項ほか）	・都道府県等への <u>登録</u> （法第5条）
基準	・人員・設備・運営基準等について基準省令で規定	・人員・設備・運営基準等について指導指針で規定	・構造・設備や床面積、サービス、契約等について規定（法第7条、省令）
報告 徴収等	<u>○報告徴収・検査等</u> （法第76条ほか） <ul style="list-style-type: none"> ・報告、帳簿書類の提出・提示 ・事業者・従業者であった者に対する出頭の求め ・質問 ・事業所等への立入検査 	<u>○報告徴収・検査</u> （法第29条13項） <ul style="list-style-type: none"> ・運営状況に関する事項等の報告、質問 ・有料老人ホーム等への立入、設備・帳簿書類等の検査 	<u>○報告徴収・検査</u> （法第24条） <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する報告 ・事務所、若しくは登録住宅への立入、帳簿・書類その他の物の検査、関係者に質問
勧告等	<u>○勧告</u> （法第76条の2第1項ほか） <p>以下に該当する場合、期限を定めて勧告することが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の知識・技能又は人員について、都道府県の条例で定める基準・定員数を満たしていない場合 ・設備・運営基準に従って適正な事業の運営をしていない場合 <u>○公表</u> （法第76条の2第2項ほか） <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が期限内に勧告に従わなかった時その旨公表が可能 	（規定なし）	（規定なし）
行政処分	<u>○命令</u> （法第76条の2第3項ほか） <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかったときは期限を定めてその措置をとるよう命令が可能（<u>公示必要</u>） <u>○指定の取消、期間を定めた指定の全部効力停止・一部効力停止</u> （法第77条ほか） <p>以下に該当する場合、指定取消等が可能（<u>公示必要</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員・設備運営基準違反・不正な手段による指定 ・人格尊重義務違反 ・老人の福祉に関する法律に違反 ・不正請求 ・不正又は不当行為等 <u>○連座制 ※介護保険法のみ</u> <ul style="list-style-type: none"> ・指定取消に加え、役員等の組織的な関与が認められた場合、当該事業者が経営する同一サービス類型の事業所において、指定取消日から5年間は、原則的に新規指定又は更新を認めない（法第70条第2項第6号ほか） 	<u>○改善命令</u> （法第29条15項） <p>以下に該当する場合、命令が可能（<u>公示必要</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき ・入居者の処遇に關し不当な行為又はその運営に關し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき ・その他入居者の保護のため必要があると認めるとき <u>○事業の制限命令・停止命令</u> （法第29条16項） <p>以下に該当する場合、制限命令又は停止命令が可能（<u>公示必要</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①老福法・その他老人の福祉に関する法律等又はこれらに基づく命令・処分に違反した場合 かつ ②入居者の保護のため特に必要があると認めるとき 	<u>○指示</u> （法第25条） <ul style="list-style-type: none"> ・登録事項が事実と異なる場合の訂正指示 ・登録基準に適合しない場合、適合させるために必要な措置をすることを指示 ・次の義務違反に対する是正指示：誇大広告の禁止、登録事項の公示、登録事項等を記載した書面交付及び事前説明、高齢者生活支援サービスの提供に係る契約の遵守、帳簿の作成、及び保存、その他遵守事項 <u>○登録の取消</u> （法第26条） <ul style="list-style-type: none"> ・登録拒否要件に該当するに至った場合 ・登録事項の変更や地位を承継したにも関わらず、届け出なかった場合 ・指示に従わなかった場合 ・事業所の所在地等を確知できず、その旨を公示して30日間申し出がなかった場合
業務管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者は、法第74条第6項等で規定する「要介護者等の人格の尊重」「介護保険法又は介護保険法に基づく命令」「要介護者等のための忠実な職務遂行」の義務の履行が確保されるよう、省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない（法第115条の32） ・整備すべき内容は事業者の規模（事業所数）によって定められ、事業展開地域に応じた行政機関に届出が必要 	（規定なし）	（規定なし）
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等を忌避した場合：30万円以下の罰金 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業制限・停止命令違反：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・改善命令違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・未届・虚偽報告等：30万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録事項の変更・地位承継・廃業等の届出を怠った場合又は虚偽の届出を行った場合/未登録でサ高住の名称を用いた場合/報告・立入検査の忌避、虚偽の報告・答弁等：30万円以下の罰金等

有料老人ホームの設置運営指導指針の位置付けについて

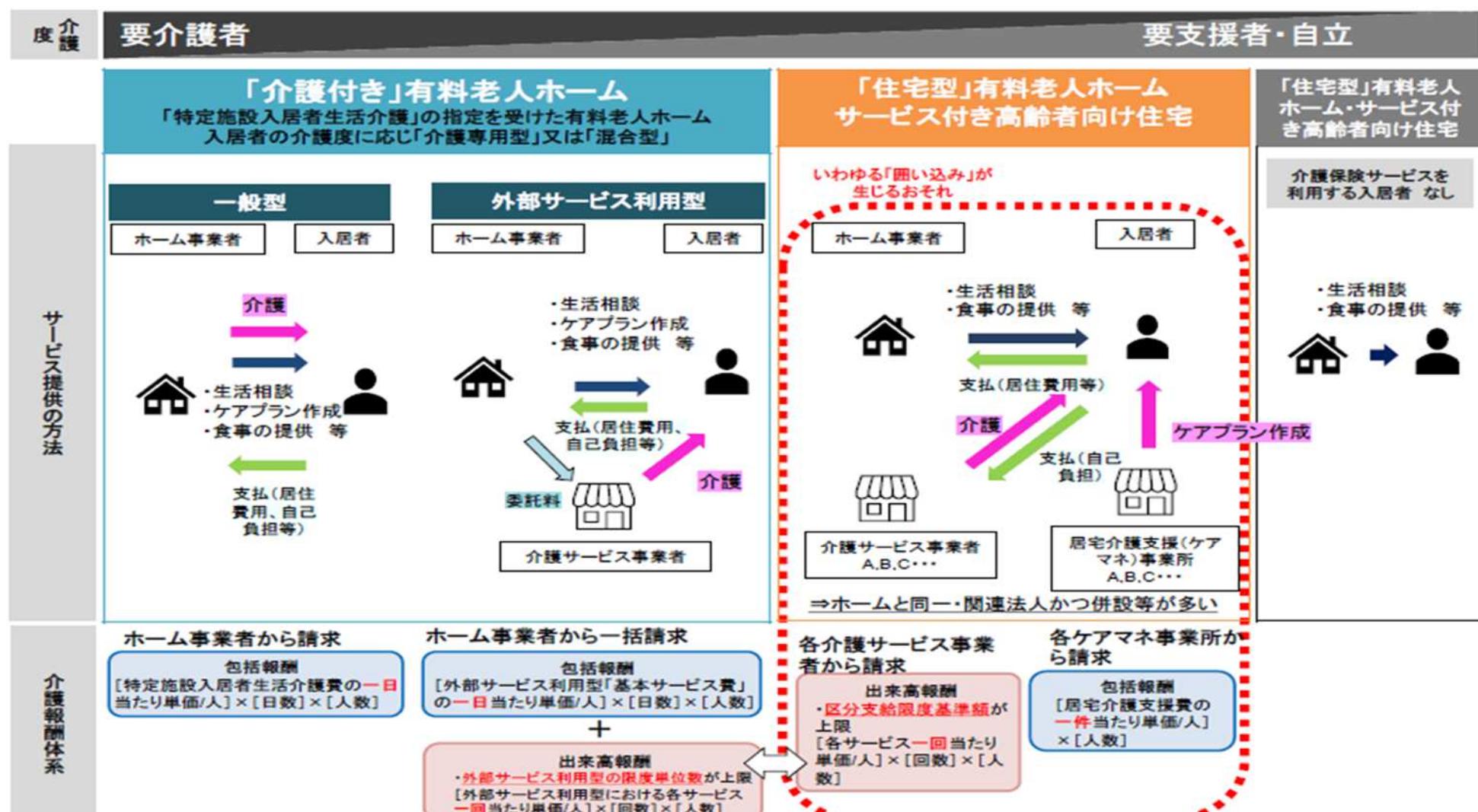
- 有料老人ホームの要件（食事の提供などのサービス提供を行う入居事業）に該当する場合、老人福祉法の規定に基づき、届出の義務が発生し、都道府県知事等による指導の対象となる。
- また、自治体において策定する指導指針は、行政指導のためのガイドラインであり、それ自体に法的な拘束力はないが、必要に応じて、老人福祉法の指導を行うかどうかの目安となるものである。
- 一部においては、「届出を行うことによって、指導の対象になる」「指導指針の内容に合わなければ、届出ができない」などの誤解もあるが、制度の適切な理解を促すことが必要である。



有料老人ホームの設置運営標準指導指針についての概要

■ 有料老人ホーム設置運営標準指導指針の主な内容	
設置者	<ul style="list-style-type: none">事業を確実に遂行できる経営基盤の整備、社会的信用の得られる経営主体。役員等には、有料老人ホーム運営の知識、経験を有する者等を参画させることや介護サービスを提供する場合、介護サービスが適切に提供される運営体制の確保
立地条件	<ul style="list-style-type: none">借地による土地に設置する場合又は借家において事業を実施する場合の契約関係の要件
規模及び構造設備	<ul style="list-style-type: none">建築基準法、消防法等に定める避難・消火・警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故等に対応するための設備設置居室や設備に関する基準（1人あたり1居室13m²以上、界壁に区分された個室、提供するサービスに応じた設備の整備）
建物の規模及び構造設備に関する例外	<ul style="list-style-type: none">「既存建築物を転用して開設するホーム」又は「定員9人以下のホーム」において、一部の建物構造に関する基準を満たすことが困難な場合、一定の基準を満せば、建物構造に係る基準に適合することを要しない特例を規定
職員の配置、研修及び衛生管理等	<ul style="list-style-type: none">入居者数及び提供するサービスに応じた職員の配置、研修の実施、職員の衛生管理等
施設の管理・運営	<ul style="list-style-type: none">管理規程の制定、名簿・帳簿の整備、運営懇談会の設置特定の事業者に限定・誘導しないこと、希望するサービスの利用を妨げないこと
サービス等	<ul style="list-style-type: none">有料老人ホームが提供する適切なサービス内容、職員が介護事業所を兼務する場合の適切な勤務表の作成・管理
事業収支計画	<ul style="list-style-type: none">資金収支計画及び損益計画の策定・留意事項、経理・会計の独立（ホームの経理・会計を区分、他の事業に流用しないこと）
利用料等	<ul style="list-style-type: none">家賃・敷金・サービスの対価を受領する場合の取扱い、前払い方式の基準
契約内容等	<ul style="list-style-type: none">契約締結時の留意事項、入居契約に関する重要事項説明の基準、契約書に記載すべき事項、情報提供等事業者等と委託契約を締結する場合の留意事項
情報開示	<ul style="list-style-type: none">運営情報(重説の内容、管理規程等)・経営状況の開示、有料老人ホーム類型の表示、介護職員の体制に関する情報
【別紙様式】 重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none">ホーム運営に関する重要な事項（事業主体、建物概要、サービス内容、職員体制、利用料金、入居者の状況等）を説明することを目的に作成した文書。設置者は届出時に都道府県等に提出するとともに、入居者等に書面により交付する必要
【別表】有料老人ホームの類型、表示事項	<ul style="list-style-type: none">有料老人ホームの類型（介護付、住宅型、健康型）を表示する際の定義居住の権利形態、利用料の支払い方式、入居時の要件、職員体制（介護付のみ）等を表示する際の定義

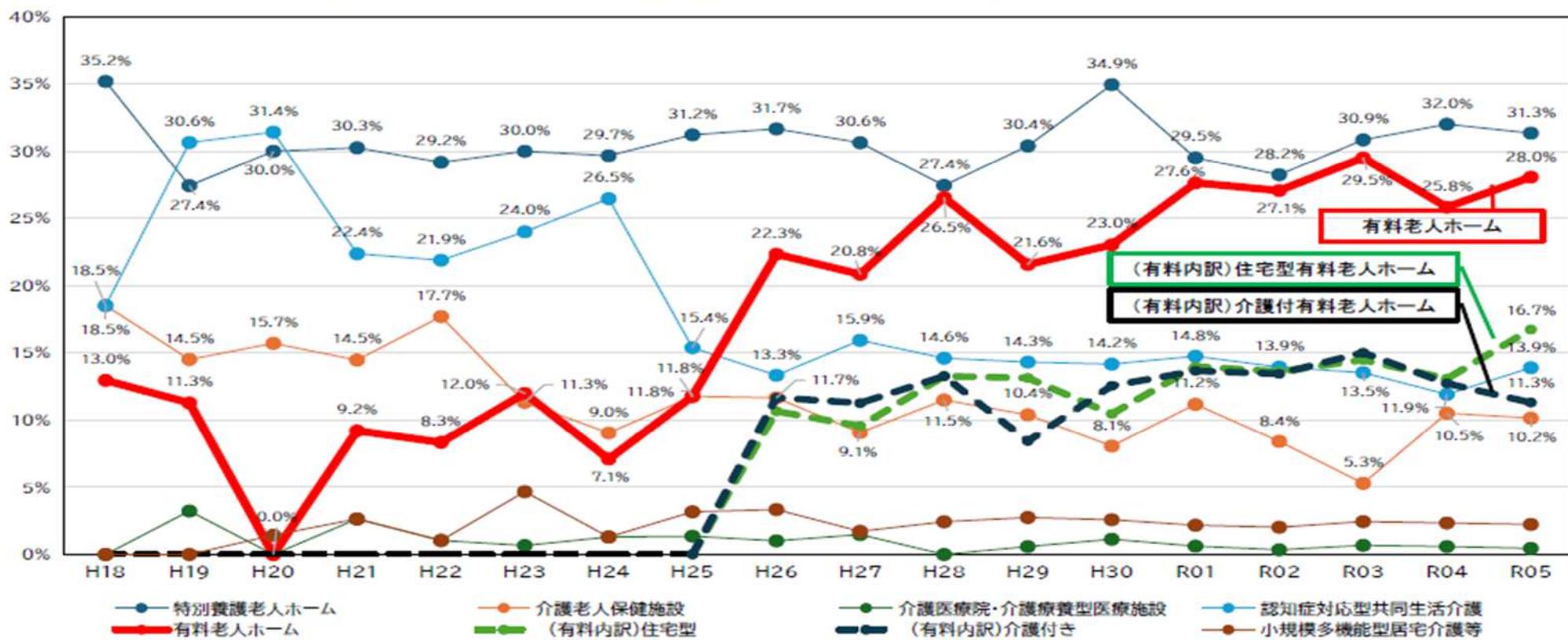
有料老人ホームにおけるいわゆる囲い込みについて



有料老人ホームにおける高齢者虐待の状況

- 養介護施設従事者等（※）による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較をみると、**有料老人ホームの割合が増加（直近では住宅型有料老人ホームの割合が増加）**。

（※）介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者



※グラフは一部サービスを抜粋

※有料老人ホームの内訳はH26から集計

出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者による支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料2,p7.

令和6年3月,p225.

有料老人ホームにおける高齢者虐待の防止について

【高齢者虐待防止法の趣旨】

目的：高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護に資すること

【高齢者虐待防止法による高齢者・養介護施設従事者等の定義】

- 「高齢者」 → 65歳以上の者（64歳未満の養介護施設に入所している者も高齢者とみなす）
- 「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けられている
養介護施設従事者等とは：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、老人短期入所施設、
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、**有料老人ホーム**等の業務に従事する者

【養介護施設従業者等による高齢者虐待の類型】

類型	定義
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

有料老人ホームにおける高齢者虐待の防止について

【通報義務・通報による不利益取扱いの禁止】

通報義務	養介護施設従事者等養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに、市町村に通報しなければならない
守秘義務の適用除外	市町村に対する高齢者虐待の通報は、守秘義務違反にはならない。（虚偽又は過失の場合を除く）。
不利益取扱いの禁止	高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取り扱いを受けない。
通報者特定事項の漏洩禁止	高齢者虐待の通報を受けた市町村及び市町村から報告を受けた都道府県の職員は、通報者を特定できる事項を漏らしてはならない。

【高齢者虐待防止のための措置】

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- 前の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

有料老人ホームにおける身体的拘束等の廃止について

【身体拘束等とは】

本人の機能や行動を制限する目的で行われる各種行為

【身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為】

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【身体拘束がもたらす多くの弊害】

身体的弊害（身体機能の低下等）

精神的弊害（尊厳の侵害、精神的苦痛等）

社会的な弊害（施設への社会的不信等）

有料老人ホームにおける身体的拘束等の廃止について

- 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

「緊急やむを得ない場合」とは、以下の **3つの要件を全て満たしていること**

- 切迫性** : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性** : 身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性** : 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

【緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合の手続き】

- 組織的な判断
- 丁寧な説明と記録
- 必要性の再検討

【身体的拘束等の適正化のための措置】

- 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

有料老人ホームにおける防犯に係る安全の確保について

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

公開日：2016年9月16日

更新日：2025年10月17日

① 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

令和7年10月15日、埼玉県鶴ヶ島市の高齢者施設において、入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保については、平成28年9月15日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課長等から通知されているところですが、今回の事件を受けて、あらためて周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。

この通知には、社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保についての必要点検項目が記載されております。

あらためまして、利用者の安全対策を図るため、外部からの侵入者の防止や不審者情報を得た時の対応などを点検いただき、防犯対策の徹底をお願いいたします。

また、厚生労働省社会・援護局の平成29年度社会福祉推進事業により、「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」が作成されておりますので、併せてご参照ください。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（周知）

 [社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（周知） \(PDF, 2.81MB\)](#) 別ウインドウで開く

関連記事

• [地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック](#) 外部リンク

有料老人ホームに対する現在の動向

サービス選択における課題

- ・住まいやサービスの種類が複雑で、情報の非対称性が高い
- ・高額手数料など入居者紹介事業の透明性に疑念のある事例

サービスの質の確保における課題

- ・緊急時の対応や、認知症等の専門的ケアを必要とする要介護者の安全確保に課題
- ・住宅型有料老人ホームのケアプラン作成への関与等により、併設事業者等への誘導、過剰サービス提供のおそれ

自治体の指導監督・ニーズ把握における課題

- ・届出制のもとでの自治体の指導監督に限界
- ・自治体による有料老人ホーム入居者の介護サービス利用実態が把握困難
- ・総量規制により、特定施設の指定を受けられない

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

- ◆ 有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保
 - 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性から、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象（※）とする有料老人ホームについて、登録制といった事前規制を導入する必要性（※）実態としてこれらの者が入居している場合や、中重度以上になっても住み続けられる場合も含む
 - こうした一定以上の介護等を必要とする高齢者の住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準を設ける必要性
- ◆ 入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択
 - 契約締結に際し事前の重要事項説明の実施や、入居契約書の事前交付の義務付けの必要性
 - 入居希望者や家族、ケアマネジャー、医療SW等が活用しやすい情報公表システムの構築の必要性
- ◆ 入居者紹介事業の透明性や質の確保
 - 現行の事業者団体による届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした入居者紹介事業者を優良事業者として認定する仕組みの必要性
 - 紹介事業者による入居希望者への明確な説明や、紹介手数料の算定方法等（月当たり家賃・管理費等の居住費用がベースとなること）の公表の必要性
- ◆ 有料老人ホームの定義（「食事の提供」の明確化の必要性）
- ◆ 介護保険事業（支援）計画の策定に向けた対応（住宅型有料老人ホームの情報を自治体が把握できる仕組みの必要性）等

2. 有料老人ホームの指導監督のあり方

- 事業運営の質の維持のため、更新制や、一定の場合に更新を拒否する仕組みの必要性
- 行政処分を受けた事業者について、役員等の組織的関与が認められる場合には、一定期間、事業所の開設を制限する仕組みの必要性
- 事業廃止や停止等の場合において、有料老人ホーム運営事業者が、入居者の転居支援、介護サービス等の継続的な確保、関係機関や家族等との調整について、行政と連携しながら責任を持って対応する必要性等

3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

- ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制確保の必要性
- 入居契約とケアマネジメント契約が独立していること、契約締結のプロセスにかかる手順書やガイドラインをまとめておき、入居希望者に明示するとともに、行政が事後チェックできる仕組みの必要性
- 介護サービス等と同一・関連事業者の場合、住まい事業と介護サービス等事業の会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できる必要性
- 介護保険事業計画においてニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要であり、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合等に特定施設への移行を促す必要性等 2